

BSEに係る検査月齢及び輸入月齢の引き上げに関する評価手法(案)

1 基本的考え方

BSEに係る検査月齢及び輸入月齢の規制閾値を30か月齢からさらに引き上げた場合のリスクの評価については、飼料経由で伝達される定型BSEの制御を基本として評価を行うこととする。

この場合、評価のために必要な情報・データの制約や、可能な限り5か国統一的な手法による評価を行う必要があること等を踏まえると、定量的な評価は困難であると考えられることから、自ら評価の手法などを参考としつつ、今後、評価対象国においてBSEプリオンによる定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本的な判断基準として、定性的な評価を行うこととする。

2 具体的な評価方法

諮問事項(3)の評価に当たっては、これまでに実施されてきた種々の評価手法の検討を踏まえ、出生コホートの考え方を基本として、

- ①出生年月ベースでの最終発生からの経過年数、
- ②交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数、及び
- ③BSE対策の実施状況

を考慮し、ある年月以降の出生コホートについて、BSEプリオンによる定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かについて評価を行う。

3 具体的な判断基準

(1) 出生年月ベースでの最終発生からの経過年数

BSE感染牛のほとんどが検出可能な年数を超えて発生が確認されないこと：
○年以上経過
(考え方)

BSEの発生は、一定の年齢までにほとんどの牛で検出可能であることから、最終発生から○年以上発生が確認されなければ、最終発生以降の出生コホートにおいて、今後、BSEが発生する可能性はほとんどないものと判断する。

(2) 交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化を導入してからの経過年数 上記(1)と同様の考え方：○年以上経過

- (3) BSE 対策の実施状況
別紙点検表のとおり。

4 留意すべき事項

- (1) 経過的措置の必要性の有無
- (2) 人への健康影響
- (3) 非定型 BSE への対応